

新規業務の概要

1 趣旨

普通定期保険、普通養老保険、普通養老保険（短期払）及び特別養老保険の基本契約（特約が付されている場合は、その特約を含みます。以下「保険契約」といいます。）をご契約いただいているお客さまに引き続き同種の保障内容を提供できるよう、告知を行わずに加入できる契約更新専用の保険商品を新設します。

また、普通定期保険について、加入後一定期間内に死亡した場合には死亡保険金を削減して支払うこととしていますが、この取扱いを見直し、加入時から保険期間の満了まで一定額の死亡保険金の支払を行うこととします。

2 契約更新制度（契約更新専用無告知型保険の創設）

(1) 保険の種類

契約更新専用無告知型普通定期保険（R04）、契約更新専用無告知型普通養老保険、契約更新専用無告知型普通養老保険（短期払）、契約更新専用無告知型特別養老保険、契約更新専用無告知型無配当総合医療特約（R04）、契約更新専用無告知型無配当先進医療特約（無解約返戻金型）

(2) 利用の形態

ア 保険契約の保険期間の満了後引き続き契約更新専用無告知型保険の保険契約に加入するための特則（以下「契約更新特則」といいます。）を付加します。

イ 契約更新特則が付された保険契約の保険期間満了前に、保険契約者から契約更新専用無告知型保険の保険契約に加入する意思表示がある場合に、加入手続を行います。

ウ 以降、保険契約者から契約更新専用無告知型保険の保険契約に再度加入する意思表示がある場合は、上記イと同様に取り扱います。

(3) 保障内容

契約更新専用無告知型保険の保険契約の保障内容は、普通定期保険（R04）、普通養老保険、普通養老保険（短期払）又は特別養老保険の保険契約の保障内容と同一とします。

ただし、保険金の倍額支払については、契約更新専用無告知型保険の基本契約

の加入後の経過期間にかかわらず適用し、特約保険金の支払については、保険期間の満了した特約において支払った特約保険金の支払額、支払回数又は日数を控除して適用します。

(4) 保険期間等

ア 保険期間・保険料払込期間・加入年齢範囲

契約更新専用無告知型保険の種類に応じ、その契約ごとに、契約の始期における普通定期保険（R04）、普通養老保険、普通養老保険（短期払）、特別養老保険、無配当総合医療特約（R04）又は無配当先進医療特約（無解約返戻金型）と同一とします。

イ 保険料率・保険料

契約更新専用無告知型保険の種類に応じ、その契約ごとに、契約の始期における被保険者の年齢及び普通定期保険（R04）、普通養老保険、普通養老保険（短期払）、特別養老保険、無配当総合医療特約（R04）又は無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保険料率により計算された保険料とします。

(5) 保険金額制限

ア 基本契約

被保険者1人につき、満15歳以下で加入する場合は700万円、満16歳以上で加入する場合は1,000万円（被保険者が満55歳以上で定期保険等に加入する場合は800万円）まで（満20歳以上満55歳以下の被保険者について、加入後4年以上経過した基本契約がある場合は、その4年以上経過した基本契約の保険金額と通算して2,000万円まで）とし、契約更新専用無告知型保険の基本契約の保険金額は、その保険期間の満了する基本契約の保険金額を上限とします。

※ この基本契約の限度額は、旧簡易生命保険契約と通算します。

イ 特約

被保険者1人につき、他の医療特約及び入院特約の保険金額と通算して1,000万円までとし、契約更新専用無告知型無配当総合医療特約（R04）の保険金額は、その保険期間の満了する特約の保険金額（2つの入院特約が付加されているときは、別に定める額）、かつ、その付加する契約更新専用無告知型保険の基本契約の保険金額の5倍を上限とし、契約更新専用無告知型無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保険金額は、300万円とします。

※ この特約の限度額は、旧簡易生命保険特約（入院特約）と通算します。

(6) 危険選択の方法

加入に当たり、医師による被保険者の診査及び被保険者の健康状態の告知は不要とします。ただし、復活する場合は、被保険者の健康状態の告知が必要です。

3 普通定期保険の保険金の削減支払の廃止

(1) 保険の種類

普通定期保険（R04）

(2) 保障内容

ア 死亡保険金

保険期間の満了前に被保険者が死亡したとき、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

イ 重度障害による保険金

被保険者が疾病又は傷害により所定の重度障害の状態になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病又は傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

ウ 身体障害等による払込免除

被保険者が、不慮の事故により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態になったとき、疾病又は傷害により重度障害の状態になったとき、将来の保険料の払込みを免除します。

(3) 保険期間等

ア 保険期間・加入年齢範囲

監督指針IV-1-8（保険期間・加入年齢範囲）に基づき公序良俗の観点を踏まえて設定します。

イ 保険料払込期間

全保険期間とします。

(4) 保険金額制限

被保険者 1 人につき、満 15 歳以下で加入する場合は 700 万円、満 16 歳以上で加入する場合は 1,000 万円（被保険者が満 55 歳以上である場合で定期保険等に加入する場合は 800 万円）を上限とします。ただし、満 20 歳以上満 55 歳以下の

被保険者について、加入後4年以上経過した保険契約がある場合、その4年以上経過した保険契約の保険金額と通算して2,000万円までを上限とします。

※ この基本契約の限度額は、旧簡易生命保険契約と通算します。

(5) 危険選択の方法

加入に当たり、医師による被保険者の診査は不要ですが、被保険者の健康状態の告知が必要です。

(6) 保険料払込方法

ア 経路

窓口払込み、口座払込み又は団体払込みのいずれかとします。

イ 回数

分割払（月掛）とします。

(7) 返戻金

次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、当社の定める計算方法により返戻金を支払います。

ア 基本契約の解除

イ 保険契約者による解約

ウ 基本契約の失効

エ 保険金額の減額変更

オ 死亡保険金の免責事由の該当

(8) 契約者配当金

当社の定める方法により計算して支払います。

(参考) 契約更新専用無告知型保険の基本契約には、創設する特約の他、無配当災害特約、無配当傷害医療特約（R04）を付することができます。

以上